

循環型社会形成基本計画見直しヒアリング 第35回 07年7月31日
アジアごみ問題研究会 辻 芳徳

1) アジアごみ問題研究会等の取り組み紹介

- (1) アジアごみ問題研究会
 - ① 主な取り組み紹介
日本、韓国、中国、米国及びアジア等のNGOと連携した取り組み
国際会議へのオブザーバー参加
国内の実態調査
審議会での意見開陳（2回）
 - ② グリーンピース中国作成ビデオ（中国での廃家電等の解体実態⇨約4分程度）
 - ③ 集会報道（NHK等）
- (2) 辻が属する団体等での意見
 - ① オッペ川生活環境学舎
※ 1990年～91年に“循環型社会”構想を検討⇨地域自立論
 - ② 鶴ヶ島市リサイクル都市づくり市民の会（市民側の取り組み事例⇨“3R”）
※ 中央環境審議会循環型社会計画部会（第29回）平成18年10月24日（火）
 - ③ 地球環境とごみ問題を考える市民と議員の会
※ 事務局次長として審議会“循環型社会形成推進基本法”に関する意見開陳を行う
 - ④ 循環型社会基本法円卓会議実行委員会
※ 2000年2月、参加団体約15団体
 - ⑤ エントロピー学会
※ エントロピー学会編「循環型社会を創る 技術・経済・政策の展望」⇨資料-1
 - ⑥ 環境法政策学会及び自治体学会

2) 法律制定当時及び昨今の意見

- (1) “循環型社会”とは（廃棄物の処理論には否定的見解⇨国家百年の大計的発想）
- (2) 環境基本法の写し論
- (3) 関係する法律の一本化
 - ① ドイツ⇨循環経済法
 - ② スウェーデン⇨環境法典
- (4) 拡大生産者責任（EPR）⇨ドイツの循環経済法を意識した意見
 - ① 理解不足な状態（㊦費用負担の内部化⇨最終負担は消費者、㊧環境配慮型設計）
 - ② 関係する個別の法律の手法の違い⇨昨年度の循環型社会白書⇨資料-2
- (5) 3Rの取り組み理念が生かされているか
 - ① 廃棄物等の発生抑制（リデュース）
 - ② 循環資源の再使用（リユース）
 - ③ 再生利用（リサイクル）
- (6) 限りある資源を有効活用する方策
 - ① ブーメラン経済システム
 - ② まち（地域社会）づくり
 - ③ 熟練工の活用と部品の確保（雇用の確保と製品の超寿命化効果）
- (7) データ類の信憑性（廃棄物の真の発生量把握）
 - ① 一般廃棄物は行政収集量、産業廃棄物は事業所統計に基づく推定発生量
 - ② 課題⇨㊦総廃棄量の把握 ㊧ごみピットでの組成調査のあり方

3) 協働の意義をどの様に理解するか

(1) 協働とは（例えば“市民活動推進センター”の役割⇨写-4）

- ① 奉仕
- ② ボランティア
- ③ 財政難と団塊世代
- ④ 行政の下請け論
- ⑤ 年金制度の欠落を補うNPO（収入）活動の期待感

(2) 同じ条件で意見交換（政策協議）できる土俵づくり

- ① 企業（定時制型）人間と非企業（全日制型）人間の差
- ② 実態の把握⇨情報及び施設の積極的な公開

(3) 事例研究：“協働”をキーワードにした事例⇨ごみ処理の手数料

ごみ半減をめざした3Rの推進について 中間のまとめ

平成19年6月 練馬区循環型社会推進会議

(3) 家庭ごみの有料化

循環型社会の形成と最終処分場の延命化のためには、発生抑制のより一層効果的な施策が求められている。

その課題を解決する重要な施策の一つとして、家庭ごみの有料化があげられる。国の環境審議会や都の廃棄物審議会は、有料化を促進する見解を示している。

※ 関連情報

- ① ごみ処理の有料化は、地方自治法違反と2例目の裁判が横浜地裁で進行中
- ② 4cH 太田光の私が総理大臣になったら…秘書田中

“ごみ袋は全国一律200円にします” <http://www.ntv.co.jp/souri/index.html>

放映は8月17日（金）の20時00分～20時54分の予定

・住民税との関係で減税が前提となる（熊本一規さんや原口一博さんら）

4) 国際的な資源循環の考察

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（国内の処理等の原則）

第2条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。

(2) 3Rイニシアティブ閣僚会合及び関連会合等

(3) 審議会報告

- ① アジアリサイクル最前線（産業構造審議会 平成16年10月）
- ② 国際的な循環型社会の形成に向けた我が国の今後の取組について 中間報告（中央環境審議会 平成18年2月）

※ “国際的な資源循環”に際しては、国内処理の原則（(1)参照）を遵守すべきです。

報告では、広域での資源循環がうたわれているが、「国内処理の原則」からも日本から途上国への廃棄物の越境移動は行わないことを明確にすべきです。逆に有害廃棄物などの処理技術のない途上国から日本への受入をすすめるべきです。

(4) 自由貿易協定（FTA）及び経済連携協定（EPA）

- ① 相手国に犠牲を求めるな（フィリピン住民の取り組み⇨写-3参照）
- ② パーゼル条約をどの様に理解し遵守するか⇨日本は、改定の禁止条約を未批准
- ③ アジア開発銀行京都総会⇨市民側も5月6日に市民フォーラムを開催

※ 途上国の市民には、日本からの廃棄物輸出への懸念が高いことから、フィリピン、タイとの経済連携協定（EPA）で関税撤廃リストに含まれた有害廃棄物の日本からの輸出がないことを担保する措置（例えば、協定内容の見直し）が必要です。また、今後の自由貿易協定（FTA）及び経済連携協定（EPA）においては、関税撤廃リストから廃棄物を除外すべきです。

(5) “資源循環”ができる社会システムの構築

- ① ゼロ・エミッション（欧州）対ゼロエミッション（日米）
- ② ISO14000シリーズ及びエコアクション21並びに各環境規制の活用
- ③ 消費者が楽しく参加出来る仕組みづくり

参考 **4cH 太田光の私が総理大臣になったら…秘書田中**

“ごみ袋は全国一律200円にします”での主な意見
数字は真実を語っていない。水掛け論になるので避けよう（太田総理）
自分の取り組み感情を第三者に求めるな（太田総理）
リサイクルは免罪符ではない（太田総理）
消費者負担以前の生産者側の取り組みが必要（渡辺徹さん）
渡辺さんの発言が、拡大生産者責任（EPR）や生産税等の意見を誘発
都市の人たちは地方にごみ処理を求めている（高木美保さん）
リサイクル（資源化）の不透明部分の解明を行う必要がある（槌田敦さん）

5) 審議会の役割

(1) 法運用の矛盾（国と地方自治体の役割分担）解消⇨法律と告示行為

① 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第1条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等（関与の意義）

第245条の4第1項（技術的助言）

- ② 法律と政令
- ③ 省令及び告示並びに通知類の法的効力

(2) 審議会等での意見交換の内容を深めるための方策

- ① 委員の人選（地域性を考量し、且つ、重層する人選を避ける）と人員の減員
- ② 審議会の結果が裁判対象になる恐れ

※ “PLCを巡る裁判”の判決が、5月25日に東京地裁であり、新聞報道（朝日5月26日付）は、見出しを含めて21行のベター記事ですが、記事では「総務省の電波監理審議会への異議申し立て手続きが別にあり、訴えは不適法」と門前払いにしている。

註) PLC（高速電力線通信）⇨家庭の電気コンセントをインターネット端子に使うシステムのこと

(3) ヒアリング等の意見を生かす方法（**廳**の意味あいを考える⇨5ページ上に拡大）

- ① ヒアリングを多用し、且つ、傍聴者にも発言を求める
- ② 東京中心から地方重視の開催

(4) その他

① 委員の皆さんは、大局的な立場を忘れずに

委員の皆さんは、背負っている組織の意見を述べることは当然ですが、国家百年の計的な視点での意見も必要です。また、与えられた課題に関し、選出母体での予習と復習も肝要です。

② “基本計画”は誰のため

“基本計画”を読んで感ずることは、誰を対象に“基本計画”を作成しているのかということです。

“基本計画”を担保するための参加と実践のためのシステムが見えません。

参考 公務とは（出典：東京都職員ハンドブック）

民主主義の下では、住民＝タックスペイヤーと行政は、本人と代理人の関係がある。このため行政は住民に対して、法令に違背しないことは勿論、住民の意図をくみ取って仕事をし、さらに仕事の内容についての住民からの質問や質問にわかりやすく説明する義務を負っている。

写－1 住民協力の資源化物

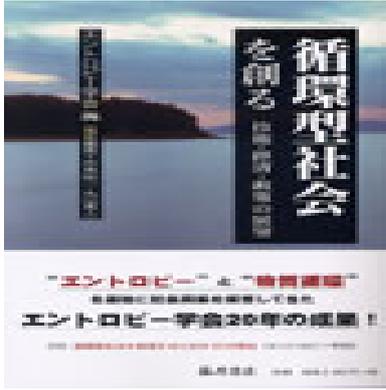


埼玉県鶴ヶ島市は全国に先駆けて、「リサイクル都市づくり」宣言を91年11月10日に行っています。

写－2 リサイクル都市づくり宣言



宣言は1階ロビーに掲示してある



廳心

資料-1 (出版: 藤原書店)

上の漢字の意味を考えましょう

写-3 出典: G A I AのHP

フィリピン (マニラ) 日本大使館前の抗議行動 (07年5月2日)



写-4 市民活動推進センター入口

写-5 廃家電の電線類の山と子供



場所: 東武東上線わかば駅下車徒歩2分程度

写真提供: グリーンピース中国

1. 廃棄物・リサイクル対策の3つの大きな流れ

(2) 拡大生産者責任の位置付け等を通じた各種リサイクル対策の創設・充実①

● 拡大生産者責任

廃棄物の排出段階での適正処分の確保だけでなく、製品の生産者が、その使用後や廃棄後にも当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方

OECD「拡大生産者責任ガイダンス・マニュアル」における拡大生産者責任(2001年)

| | |
|-----------------------|--|
| <p>(1) 定義</p> | <p>「製品のライフサイクルにおける消費者より後の段階にまで生産者の物理的又は経済的責任を拡大する環境政策上の手法」 より具体的には、 ①生産者が製品のライフサイクルにおける影響を最小化するために設計を行う責任を負うこと ②生産者が設計によって排除できなかった（製品による）環境影響に対して物理的又は経済的責任を負うこと</p> |
| <p>(2) 主な機能</p> | <p>廃棄物処理のための費用又は物理的な責任の全部又は一部を地方自治体及び一般の納税者から生産者に移転すること</p> |
| <p>(3) 4つの主要な目的</p> | <p>①発生源での削減（天然資源保全、使用物質の保存） ②廃棄物の発生抑制 ③より環境にやさしい製品設計 ④持続可能な発展を促進するとぎれのない物質循環の輪</p> |
| <p>(4) 効果</p> | <p>製品の素材選択や設計に関して、上流側にプレッシャーを与える。生産者に対し、製品に起因する外部環境コストを内部化するように適切なシグナルを送ることができる。</p> |
| <p>(5) 責任の分担</p> | <p>製品の製造から廃棄に至る流れにおいて、関係者によって責任を分担することは、拡大生産者責任の本来の要素である。</p> |
| <p>(6) 具体的な政策手法の例</p> | <p>①製品の引取り ②デポジット／リファンド ③製品課徴金／税 ④処理費先払い ⑤再生品の利用に関する基準 ⑥製品のリース</p> |

(資料) OECD「拡大生産者責任ガイダンス・マニュアル」(平成13年)より環境省作成